

## ○野沢温泉村小中学校体験入学に関する要綱

令和6年7月19日

### 要綱第1号

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、海外の学校に就学している児童生徒、または野沢温泉村に移住を予定している世帯の児童生徒が村内の小学校又は中学校（以下「村立学校」という。）の学校生活に慣れ親しむことを目的に経験する機会（以下「体験入学」という。）を提供することに関し必要な事項を定めるものとする。

#### (対象者)

第2条 体験入学の対象者は、海外の学校に就学している児童生徒、または野沢温泉村に1年以内に移住を予定している世帯の児童生徒で、村立学校において、体験入学を希望するものとする。

#### (実施期間)

第3条 体験入学の実施期間は、原則として1ヶ月以内とする。ただし、学校行事等により学校運営上支障がある場合は期間を短縮することができる。

#### (申請)

第4条 体験入学を希望する児童生徒の保護者又は滞在先における当該児童生徒の引受人（以下「保護者等」という。）は、体験入学申請書（様式1号）に必要事項を記入し、体験入学開始希望日の1ヶ月前までに野沢温泉村教育委員会（以下「教育委員会」という。）へ提出しなければならない。

#### (申請の条件)

第5条 前条に規定する申請の条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 体験入学の滞在先が村内にあり、保護者等と同居していること。
- (2) 当該児童生徒の保護者等が過去において野沢温泉村に1年以上住民登録をしていた場合。ただし、移住予定者についてはこの限りではない。
- (3) 児童生徒及び保護者等がともに、学校生活を送るうえで必要な日本語の意思疎通ができること。
- (4) 学校における活動は在学児童生徒と同様とし特別な配慮ができないこと。

- (5) 体験入学中の活動に関わる一切の費用（給食費を含む。）は実費にて支払うこと。
- (6) 体験入学中は宿泊を伴う学校行事への参加ができないこと。
- (7) 体験入学中は保護者等がその児童生徒の学校生活全般及びその際に生じる事故等について全責任を持つこと。
- (8) その他、教育委員会が必要と認めたとき。  
(許可等)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、村立学校の実情を考慮し、当該校長と協議して体験入学の可否を決定し、体験入学許可（不許可）決定通知書（様式2号及び様式3号）により当該校長及び保護者等に通知するものとする。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。